



豊監公表第10号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）6月15日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年)6月8日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年12月23日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
都市経営部 秘書課	<p>○徴収事務委託にかかる徴収委託証明書について</p> <p>豊中市制施行85周年記念コンサート入場券売払代金の徴収事務委託（地方自治法施行令第158条第1項）に関し、告示手続（同施行令第158条第2項）はされていたが、当該委託事務を行うときに、受託者が携帯し関係者の請求があるときは提示することとされている市長の発行する徴収委託証明書（豊中市財務規則第33条第5項）を受託者に交付する手続がなされていなかった。</p>	予備監査実施日（令和3年12月2日）の翌日である令和3年12月3日に徴収委託証明書の発行及び委託事業者への交付を行いました。